

開発行為・宅地造成の事前相談書の郵送対応について

新型コロナウイルス感染症対策として実施していた「開発行為・宅地造成の事前相談書」の郵送による提出について、感染症法上の位置づけが変更となりましたが、引き続き実施いたします。

- 1 申請者の代理人は、「事前相談書」を送付する前に、区に電話で「郵送提出をする旨」「申請者名」「計画地」「代理人連絡先」を伝える。また、添付書類の確認を受け、郵送手段・返送手段の打合せをする。
- 2 区に書類が到着した日を受付日（土、日、祭日は翌開庁日）とし、区担当者から代理人へ電話で、「事前相談書」を受け付けた旨の連絡をする。
- 3 郵送中の事故については、区は一切の責任を負わない。
- 4 書類の補正が必要な場合は、追加の書類提出（窓口・郵送）または窓口での追記訂正とする。
- 5 「事前相談書（副本）」の受け取りについては、窓口を原則とするが、書類の補正が完了したもので、返送手段が整っているものについては、代理人あてに送付する。

郵送先 〒158-0094
東京都世田谷区玉川1-20-1
世田谷区 都市整備政策部 市街地整備課 開発許可担当
「事前相談書」在中と明記してください

電話番号 03-6432-7156

窓口 二子玉川分庁舎A棟2階22番